

地域力を生かした大田区まちづくり条例改正（素案）に寄せられた区民意見に対する区の考え方

「地域力を生かした大田区まちづくり条例改正(素案)」に関する区民意見公募手続(パブリックコメント)の期間中に区へ寄せられたご意見とこれに対する区の考え方をお知らせします。

1 意見の募集期間

令和6年9月20日(金)から10月11日(金)まで

2 意見数等

(1)意見者数 2名(内訳:電子申請 2名、郵送 名) (3)区ホームページ閲覧数 236回
 (2)意見数 3件 (4)X(旧Twitter) 182回(いいね、リツイート等)

3 提出された意見の要旨と区の考え方

ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

No.	章	意見要旨	区の考え方
1	1章	「地域力を生かした大田区まちづくり条例」の第4条・第5条・第6条を対象に「水や緑などの自然環境」を新たに記載することに加え、「まちの中の景観」を明記してほしい。	「まちの中の景観」については、本条例第3条「まちづくりの基本理念」にて、地域の歴史と文化を継承するまちや水や緑などの自然環境を大切にするまち等、目指すまちの実現により構成されるものとして示しております。
2	その他	「ゴミ出しルール」を守らない住民がいるため、賃貸物件を斡旋する事業者が「ゴミ出しルール」を伝えるまちづくりのルールとしてほしい。	区では「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、ゴミの集積場所や曜日・時間などを定めており、清潔なまちを目指しております。また、区のHPや区報でごみの分け方・出し方を掲載することで、引き続き広く周知してまいります。今回の条例改正内容に伴うパブリックコメントの対象ではありませんが、貴重なご意見として関係部局に情報共有をさせていただきます。
3	その他	JR蒲田駅から京急蒲田駅について、商店街のみみ出している看板や商品の陳列があり、歩きずらいため取り締まる条例がほしい。	区では、はみ出し看板や商品について、道路法に基づき、指導・注意喚起を図っております。今回の条例改正内容に伴うパブリックコメントの対象ではありませんが、貴重なご意見として関係部局に情報共有をさせていただきます。